

平成 18 年度 年度計画 (概要)

公立大学法人名古屋市立大学

教 育

～地域社会及び国際社会に貢献することができる人材を育成します～

- (1) アドミッションポリシー（入学者受入方針）を策定・公表
- (2) 教養教育推進本部を設置し全学的な教養教育を推進
- (3) 教育に関する自己点検・評価、外部評価の結果公表制度及び教育内容の改善に活用する仕組みを構築
- (4) 教養教育科目として「環境問題への多元的アプローチ」を開設
- (5) 19年度実施に向け経済学部学科の再編を準備
- (6) 医学研究科において連携大学院を実施
- (7) 19年度開設に向け専門看護師教育課程の設置を準備
- (8) 大学間交流協定大学を増やし、学生交流、国際的共同研究等を推進

学生支援

～学生・大学院生が学びやすい環境の醸成に努めます～

- (1) 19年度の導入に向け、優秀な学生・院生に対する表彰及び奨学金制度のあり方について検討
- (2) キャリア支援センターを開設し学生の就職・キャリア教育を支援
- (3) 社会人の就学機会を拡大するため、長期履修制度の導入を検討し準備するとともに昼夜開講制を改善

研 究

～時代や社会の要請に対応した研究活動を着実に推進します～

- (1) 各研究科・学部における研究に対する目標の設定による着実な研究の推進
- (2) 本学研究の特色化に向け、国際共同研究プロジェクトなどに対して特別研究奨励費を重点配分
- (3) 各種指針、ガイドライン等に基づき研究倫理規程を整備するとともに、知的財産統括アドバイザー制度を活用して産学官・地域連携推進センターの体制を整備し、知的財産を創出・管理・活用

社会貢献

～市民・地域社会・企業との協働により社会が抱える課題の解決に取り組めます～

- (1) 「健康と福祉」を統一テーマとした短期講座、最新の研究情報等を市民にわかりやすく紹介する連続講座等の市民公開講座を積極的に開催
- (2) 「サイエンスカフェ」を定期的に開催
- (3) 第10回生物多様性条約国会議の開催に向け積極的に協力
- (4) スーパーサイエンスハイスクールである名古屋市立向陽高校との連携事業を推進
- (5) 日本政策投資銀行と連携して共同調査事業、シンポジウム等を開催
- (6) 地域における国際交流活動等を支援するため小学校への留学生派遣を実施

附属病院

～市民の皆様が安心して受けることができる医療を提供します～

- (1) 電子カルテシステムを利用して各種安全管理マニュアルを電子化
- (2) 医師教育に関して、学生教育、前期研修及び後期研修を通じた体系的プログラムを構築
- (3) 「禁煙外来」(専門外来)を新設
- (4) クレジットカードによる治療費支払システムを導入
- (5) 外来化学療法室の19年度開設を準備
- (6) 病院長の実質専任化及び候補者の公選について検討
- (7) 平均在院日数を20日に短縮

業務運営等

～教職員の意識改革とともに運営体制の着実な改革を推進します～

- (1) 理事長直轄の内部監査担当組織の設置に向け組織体制を検討
- (2) 教員の定員管理システム及び給与制度を見直し
- (3) 教員の任期制を導入する職種及び研究科を拡大
- (4) 派遣職員50名を固有職員に切り替え
- (5) 病院収入等の自主財源増加策を順次実施するとともに、外部資金獲得額を年間7億円へ
- (6) 教育・研究等の振興を目的とする基金を設置し募集を開始
- (7) 省エネルギー対策を順次実施し光熱水費を対前年比で5%節減
- (8) 薬学部校舍等の改築実施設計をスケジュールどおり進行
- (9) キャンパス内全面禁煙を実施
- (10) ハラスメント防止対策ガイドラインを策定
- (11) 男女共同参画行動指針及び次世代育成に関する行動計画を策定

平成18年度予算

(単位:百万円)

区 分		金 額
収入	運営費交付金	9,358
	自己収入	17,461
	授業料及び入学金検定料収入	2,242
	附属病院収入	14,885
	雑収入	334
	受託研究収入等	790
	施設整備費補助金	4,719
	計	32,328
支出	業務費	25,839
	教育研究経費	1,458
	診療経費	9,307
	人件費	15,074
	一般管理費	980
	受託研究費等	790
	施設整備費	4,719
	計	32,328

(資料7-2)

公立大学法人名古屋市立大学

平成18年度 年度計画

公立大学法人名古屋市立大学

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 教育に関する目標を達成するための措置

1 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

(1) 入学者受入れの方針

ア 学部教育

- ・ 中期目標に掲げる基本理念の実現に向け大学全体のアドミッションポリシー（入学者受入方針）を策定し、これに基づき各学部の特性に応じたアドミッションポリシーを策定するとともに、アドミッションポリシーを公表するなど広報に努める。
- ・ 入学者の追跡調査を実施し、センター試験を活用した一般選抜入試の見直し（特に後期日程の廃止）について検討する。
- ・ 入学者の追跡調査結果をもとに、推薦入試未実施学部での推薦入試の実施を検討する。
- ・ 薬学部においてセンター試験利用型推薦入試を実施する。
- ・ オープンキャンパス（大学説明会）、広報誌及び大学ホームページの内容の充実を検討する。
- ・ 進学相談会等へ教職員を派遣する。
- ・ 高等学校及び予備校への訪問活動及び広報活動を強化する。
- ・ 高等学校との入試に関する情報及び意見交換、高等学校等へ出向いての大学説明会等の開催を検討し実施する。

イ 大学院教育

- ・ 各研究科において受験資格の拡大及び入試方法の改善を検討する。
- ・ 昼夜開講制、社会人対応型カリキュラム等を積極的に広報する。
- ・ 社会人の就学機会を拡大するため、長期履修制度（修業年限を柔軟に設定することにより社会人等による学位の取得を可能とする制度）の導入を検討し、準備する。
- ・ 英語版ホームページの内容を充実するとともに、中国語版ホームページの作成を検討する。

(2) 教育内容

ア 学部教育(教養教育)

- ・ 新設科目を増やすなど共通教養科目の内容を見直すとともに、充実策について検討する。
- ・ キャリアデザイン科目（「人間性の探求」において、「働くことの意味」など、生涯設計を描く上で指針となるような知識や情報の修得に重点を置いた科目）の内容等を検討する。
- ・ テーマ科目（各学部教員の先端的研究テーマをわかりやすく紹介し、その意義と独自性を解説する科目）の内容の充実について検討する。
- ・ 各学部の教員が、より積極的に教養教育に関与する仕組みを構築する。
- ・ 教養教育科目として「環境問題への多元的アプローチ」を開設するとともに、教養教育科目と学部専門科目との連携について検討する。
- ・ 総合大学の特性を活かし、各学部において担当のテーマ科目の内容を精査のうえ、社会生活基盤科目（生活習慣病の予防や望ましい介護のあり方など、現代社会において生活を営んでいく上で必要となる基盤的知識の修得に重点を置いた科目）を設置する。
- ・ 未修者必修の科目を設定するとともに、受験科目の差異を平準化するクラス編成を実施する。
- ・ 外国語教育に対する多様なニーズに応えるため、「コミュニケーション英語」への習熟度別クラス編成の導入を検討する。
- ・ 学生と教員が一体となり、大学独自の教材として英語ハンドブックを作成し、活用する。
- ・ 各種検定試験による単位認定の科目・実施手法について検討する。

- ・ 健康・スポーツ科目において実施している講義と演習を組み合わせた授業について、内容の充実に努める。
- ・ 人権教育を拡充するため、共通教養科目として「ジェンダー論」を新設するとともに、憲法に関する講義のコマ数を増やす。

イ 学部教育(専門教育)

(医学部)

- ・ 医学教育センターを設置するとともに専任教授を配置し、自主的学習と実習に力点を置いた6年間一貫教育カリキュラムの作成を検討する。

(薬学部)

- ・ 質の高い臨床薬剤師養成のため、特色ある教育プログラムについて検討し、部分的に試行を実施する。
- ・ 大学院教育とのつながりを重視した創薬科学教育プログラムについて検討する。
- ・ 臨床薬学教育研究センターを設置し、薬剤師教育の6年制化に伴う臨床教育プログラムの充実に図る。
- ・ 薬学部校舎等の改築に係る実施設計をスケジュールどおり進める。
- ・ 臨床薬剤師養成教育の充実に向け、早期体験実習及び薬害被害者による講義を実施する。

(経済学部)

- ・ 19年度実施に向け、経済学部学科の再編（2学科体制から3学科体制へ）及び入学定員の増員（200名から230名へ）について準備を進める。

(人文社会学部)

- ・ 教員免許取得課程を発足する。
- ・ 社会福祉士養成課程の申請について準備する。
- ・ 資格取得教育の拡大強化に伴いカリキュラム、実習体制等を整備するとともに、広報活動を強化する。
- ・ 地域・社会連携及び国際交流の促進に向けた教育及び学生支援の具体策について検討し実施する。

(芸術工学部)

- ・ 芸術と工学の融合した学術分野において、地域社会における問題解決や創造性発揮を促進する施策の検討に着手する。

(看護学部)

- ・ カリキュラム検討委員会において、現行教育課程における問題点の洗い出しを行うとともに、卒業時における知識・技術の到達目標について検討する。

(全学)

- ・ 少人数自主啓発型の教育方法について、手法及び具体的内容を検討する。
- ・ 学生交流協定締結校との交流を促進することにより海外留学学生数の安定化を図るとともに、増加策について検討する。
- ・ 学生交流協定を締結していない大学に留学する場合の単位認定方法について検討する。
- ・ 各学部ごとに英語による専門教育の実施が可能な科目を拾い出すとともに、実施方法について検討する。
- ・ 各学部ごとに、まちづくりや起業家育成、ユニバーサルデザイン、産業観光、次世代育成に関する科目や健康福祉又は環境問題に関する科目について、開講できる科目を検討する。
- ・ 学部間連携講義の開講について検討する。
- ・ インターンシップ（学生が自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を行う制度）の位置づけ及び単位化について検討する。
- ・ ボランティア体験を単位として認定する方法について検討する。
- ・ 国家試験の模擬試験の実施及び模擬試験の結果分析に基づく指導方法について検討する。

- ・ 教員・保育士・社会福祉士・公認会計士・税理士・ファイナンシャルプランナー等（以下「教員等」という。）の資格取得を支援するため、カリキュラムの充実及び講座の開設について検討する。
- ・ 教員等の資格取得に向けた学習を支援する体制の整備及び強化並びに目標設定について検討する。
- ・ 医学部、薬学部及び看護学部合同による講義、早期体験学習及び実習の実施並びに学部相互間での単位互換について検討する。

ウ 大学院教育

（医学研究科）

- ・ 先端的・先進的な新分野として、再生医学分野を設置する。
- ・ 独創的な研究を行う最先端の医学研究者の育成に向け、医学研究科修士課程の設置を検討する。
- ・ 連携大学院（高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法）を実施する。

（薬学研究科）

- ・ 薬学研究科の充実に向け病態解析学分野を設置するとともに、薬学研究科の改組について検討する。

（経済学研究科）

- ・ 実践的大学院教育として、実務経験豊かな教員による講義を実施する。
- ・ 研究会を実施する場合には、大学院生を積極的に参加させる。

（人間文化研究科）

- ・ 昼夜開講制について、その特長を最大限に活かすためのカリキュラム改訂及び時間割の柔軟化を実施する。
- ・ 前期博士課程の入学定員を増やすことを検討する。

（芸術工学研究科）

- ・ 社会人、シニア層などの多様な学習需要に対応できる課程の導入について検討する。
- ・ 学位制度の弾力化について手法等を検討する。

（看護学研究科）

- ・ 19年度開設に向け、専門看護師教育課程の設置準備を進める。
- ・ 20年度開設に向け、実践コース助産学分野の設置申請手続きを進める。

（システム自然科学研究科）

- ・ 大学院生の基礎能力のボトムアップを目的とする教育について、手法等を検討するとともに試行実施する。
- ・ 社会人が受講しやすいよう昼夜開講制の改善を図る。

（全学）

- ・ ティーチングアシスタント（教育的配慮のもとに教育補助業務を行う大学院生）の実施方法を見直し、より有効な方法について検討する。
- ・ プロジェクト研究の情報を広く開示し、大学院生の積極的な参加を促進する。
- ・ 大学院生が学部講義を受講した場合の単位認定化について検討する。
- ・ 大学院生の要望を聞き、現行の講義科目の内容の見直しについて検討する。
- ・ 他大学の大学院、研究機関などとの交流を拡大し充実する方策について検討する。
- ・ 連携大学院方式の充実について検討する。
- ・ 外国人大大学院生に対してアンケートを実施し、その結果を参考にして日本語課外教育について改善する。
- ・ 外国語による授業及び指導方法について検討する。

（3）成績評価

- ・ 成績判定基準等をシラバス（講義概要）に掲載するとともに、シラバスの統一化について検討する。
- ・ 公正で厳格な成績評価システムの構築について検討する。

- ・ 19年度の導入に向け、優秀な学生・院生に対する表彰及び奨学金制度のあり方について検討する。

2 教育の実施体制等

(1) 教育実施体制

- ・ 教養教育推進本部を設置する。
- ・ 教務企画委員会とともに、担当理事のもと全学的な教養教育を推進する。
- ・ 全学的に教務事務の企画及び調整を担う組織を新設する。
- ・ 教員組織と事務組織の連携を強化する方法について検討する。
- ・ 単位互換対象科目の選定など、履修しやすい制度について検討する。
- ・ 学生用ポータルシステム（パソコンなどにより大学内の情報を入手することが可能な窓口となるシステム）の活用など、他大学との単位互換についての学生への周知方法を検討する。
- ・ 他大学との単位互換に際し提供する科目の増加を図るとともに、本学学生の他大学での単位取得を促進する。
- ・ 教育の実施状況調査に基づき、教員定員のあり方について検討する。
- ・ 外部資金を活用した教員等の採用について、人事・給与制度などを検討する。
- ・ 非常勤講師に関する規程を制定する。
- ・ 企業、行政等からの非常勤講師の招へいを推進する。

(2) 教育環境

- ・ 利用者の要望及び実態に合った総合情報センター（図書館）の開館時間について検討する。
- ・ 学生用ポータルシステムの普及を促進するとともに、機能を追加する。
- ・ 学生用情報処理設備の整備に関して、全学協議を開始する。
- ・ eラーニング（自学自習システム）の活用方法及び効果に関する調査の実施を検討する。
- ・ 運動場等の屋外教育施設の改善及び整備方法について検討し、年次計画を策定する。

(3) 教育の質の改善のためのシステム

- ・ 教育に関する自己点検・評価をシステム化するとともに、外部評価制度を確立する。
- ・ 教育に関する自己点検・評価及び外部評価の結果を公表する制度及び教育内容の改善に活用する仕組みを構築する。
- ・ カリキュラムの作成にあたり学生と教員の意思疎通を図る。
- ・ ファカルティディベロップメント（教育方法等を改善するための組織的な研究・研修等の取り組み）を実施するうえでの基本的実施事項（指針）及び実施要領の作成を検討する。
- ・ 学生による授業評価結果の公開方法及び活用方法を検討する。

3 学生への支援

(1) 学習支援

- ・ オフィスアワー（学生が教員に気軽に相談できるように研究室を公開する一定の時間帯）制度のあり方について、基本的な実施要領を作成する。
- ・ 学生に対して、オフィスアワー制度の周知を図る。
- ・ 学生用ポータルシステムに図書館利用機能を付加するとともに、追加する機能について調査及び検討を行う。
- ・ 導入済みの学生用ポータルシステムを積極的に活用する。

- ・チューター制度（学習等の相談に応じる個人指導の教員制度）の導入を検討する。
- ・学生用ポータルシステムなどを利用して、学習相談の実施について学生に周知する。
- ・商店街の現地調査を行い振興策について提言を行うなど、社会調査実習を推進する。
- ・高齢者自立支援生きがい通所事業に参加する。

(2) 就職支援

- ・学生の就職及びキャリア教育（学生一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育）を支援するためキャリア支援センターを開設する。
- ・キャリア支援センターが中心となって就職情報の収集に努め、本学卒業生とも連携し就職ガイダンス及びキャリアガイダンスの充実を図る。
- ・インターンシップ受入企業の拡大策及び受入数の増加策について検討する。
- ・インターンシップの実施に関して年度計画を作成する。
- ・インターンシップの単位化、単位認定方法等を検討する。
- ・キャリア教育科目を決定するとともに、開講方法等について検討する。
- ・キャリア支援センター相談員として民間経験者を登用する。
- ・学内で実施される公務員採用試験等対策講座を積極的に支援する。
- ・求人情報の一層の周知を図るとともに就職指導を推進する。
- ・学生の就職内定状況を的確に把握する。
- ・就職未内定者への支援及び指導を強化する。
- ・卒後未就職者の動向を把握するとともに、就職情報の提供に努める。

(3) 経済的支援

- ・現行の授業料減免制度について検証し、制度の見直し及び改正の必要性について検討する。

(4) 生活支援・健康管理

- ・学生生活に関する総合的な相談支援のあり方、相談支援体制の構築手法等について検討する。
- ・アカデミックハラスメント（教育研究の場における嫌がらせ）防止対策の制度について、他大学の先進事例等を調査する。

(5) 留学生、社会人学生、障害者等に対する支援

- ・留学生総合相談窓口のあり方、留学生支援におけるボランティアのあり方及び留学生を支援するスタッフ体制について検討する。
- ・学内情報の多言語化及び日本語研修システムの充実について検討する。
- ・留学生支援スタッフを育成する。
- ・社会人の就学を可能とするため長期履修制度の導入を検討し準備するとともに、集中講義の導入について検討する。
- ・芸術工学部及び経済学部において一部バリアフリー改修工事を実施する。
- ・バリアフリーの視点から施設及び設備の現状を調査し点検するとともに、バリアフリー化整備計画の策定を検討する。
- ・教職員及び学生による障害者等サポート体制について、構築の手法等を検討する。

第2 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究水準及び研究の成果等

(医学研究科)

- ・先端的・先進的な新分野として、再生医学分野を設置する。（再掲）
- ・連携大学院を実施する。（再掲）
- ・全教員への任期制導入等により研究の活性化を推進する。

(薬学研究科)

- ・ 創薬生命科学・医療薬学に係る重点研究拠点構築のための調査の実施を検討する。

(経済学研究科)

- ・ 経済研究所を中心に、税財政、医療経済、労働政策等の地域的・実践的課題に対するプロジェクト研究を推進する。

(人間文化研究科)

- ・ 健康福祉、環境問題、観光推進、多文化共生等の共同研究プロジェクトを推進するとともに、関連シンポジウム、セミナー及び研究会の開催、研究年報の発行などにより研究成果を公開し、地域に還元する。

(芸術工学研究科)

- ・ 健康、都市、ユニバーサルデザイン、情報及び環境分野の重点領域研究拠点整備のための検討に着手する。

(看護学研究科)

- ・ エイズ予防、院内感染予防等の研究を推進する。

(システム自然科学研究科)

- ・ システム自然科学研究科における研究体制及び研究体系の見直しを検討する。
- ・ 名古屋市環境科学研究所などの他研究機関との連携を図るうえでの諸問題について検討する。

(全学)

- ・ 医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科における共同研究の一層の推進を図るための制度及び環境づくりについて検討する。
- ・ 特別研究奨励費制度を充実し、総額を5,000万円に引き上げる。
- ・ 本学研究の特色化（研究テーマの選択と重点化）に向け、国際共同研究プロジェクトなどに対して特別研究奨励費を重点配分する。
- ・ 特別研究奨励費制度を名古屋市等との連携推進に活用する。
- ・ 特別研究奨励費制度による研究成果発表会を開催する。
- ・ 研究者データベースについて、各年度の研究成果をホームページ等に掲載する方法を検討する。

2 研究の実施体制等

(1) 研究成果の評価

- ・ 自己点検・評価、認証評価などの制度を利用しながら研究成果を評価する手法について検討する。

(2) 研究資金の獲得・配分

- ・ 18年度の特別研究奨励費制度による研究について評価を実施し、評価結果を次年度の配分に反映させる仕組みを検討する。
- ・ 学術推進室において受託研究、共同研究、奨学寄附金、科学研究費補助金等の外部資金を一元的に管理する。
- ・ 外部資金に関する情報収集活動を強化し、当該情報のイントラネット等による提供を積極的に推進する。
- ・ 研究シーズを各種イベント等で積極的に広報する。
- ・ 大型研究資金の獲得に向け、他大学との連携を図る。
- ・ 研究教育拠点形成支援型の研究資金等の予算獲得に向けて、検討チームを発足する。
- ・ 「特色ある大学教育支援プログラム」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」、「魅力ある大学院教育イニシアティブ」などについて、これまでの取り組みを総括するとともに獲得に向け全学的に取り組む。
- ・ 研究者全員による補助金申請を目標として周知する。
- ・ 申請状況を把握及び分析して、申請率の低い研究科に対する申請率向上策を検討する。

- ・ 企業に研究シーズを売り込むため、研究成果発表会、産学官連携推進会議（京都）等の各種イベントに積極的に参加する。
- ・ 共同研究の件数を18件にする。
- ・ 受託研究の件数を90件にする。

(3) 研究体制の整備

- ・ 研究科間の連携を推進するとともに研究者間の交流を進めるため、特別研究奨励費による研究成果の発表会を開催する。
- ・ 民間企業等の研究員を迎える「共同研究員等の受け入れに関する規程（仮称）」を制定する。
- ・ 分子医学研究所、経済学研究所及び人間文化研究所等を健康福祉、環境問題等の社会のニーズに対応した先端研究又は共同研究を推進する組織として位置づけ、研究とそれに基づく社会貢献を推進する。
- ・ 学内の高度研究機器について共同利用の実態を調査し、共同利用を促進する。
- ・ データベース及び電子ジャーナルを充実する。
- ・ 各種指針、ガイドライン等に基づき研究倫理規程を整備する。

(4) 知的財産の創出

- ・ 知的財産の管理事務等を一元的に取扱う組織として産学官・地域連携推進センターを設置する。
- ・ 特許庁の知的財産統括アドバイザー制度を活用して産学官・地域連携推進センターの体制を整備し、知的財産の創出、管理及び活用を行う。
- ・ 特許出願の相談を継続的かつ定期的に実施する。
- ・ 「知的財産」に関する学内向けセミナーを実施する。
- ・ 研究成果のシーズ集を引き続き作成する。
- ・ 知的財産の移転に役立てるため、研究者、特許などのデータベースを作成する。
- ・ 科学技術交流財団等と共同して研究成果・技術シーズ発表会を開催し、企業等へ研究成果シーズを積極的に公開する。
- ・ 特許の活用、企業からの受託研究及び共同研究を推進する。

第3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

1 市民・地域社会との連携

(1) 市民

- ・ 「健康と福祉」を統一テーマとした短期講座を7講座開催するなど、市民公開講座を積極的に開催する。
- ・ 市民が学生と共に学ぶ授業公開を8講座開催する。
- ・ 生涯学習推進センターや生涯学習センター（中区及び千種区）と連携して市民公開講座を開催する。
- ・ サイエンスについて市民と科学者が喫茶店で話し合う「サイエンスカフェ」を定期的に開催する。
- ・ アンケート調査等により市民ニーズを把握し、ニーズに適合した市民公開講座の開設を検討する。
- ・ 医学部「オープンカレッジ」（最新の研究情報等の専門的知識を市民に分かりやすく紹介する連続講座）を3期に分け、延べ6講座開催する。
- ・ 医学部以外の学部においても連続講座を開設する。
- ・ 既卒者を対象にした専門職業人教育の充実に向け、意向調査を実施する。
- ・ 昼夜開講制及び社会人対応カリキュラムの導入を積極的に広報する。
- ・ 長期履修制度の導入を検討し、準備する。（再掲）
- ・ 社会人大学院生の受け入れ数を146名にする。

- ・ 高齢者を対象にした公開講座の開講について、テーマ、講師、定員等の具体的内容を検討する。
- ・ 卒業生などの協力を得て、高齢者を講師とする公開講座の開講について手法等を検討する。
- ・ 現行の地域内図書館連携事業を促進する。
- ・ 本学図書館の市民利用制度について、利用時間、利用方法等を見直す。

(2) 地域社会等

- ・ 本学附属病院の役割を明確にし、市立病院等との機能分担及び協力関係について検討する。
- ・ 学生等に対して、健康福祉や環境問題等に関わるボランティア活動への参加を奨励する。
- ・ ボランティア活動の単位化について、単位化の方法、対象となる活動等を検討する。
- ・ 教員による健康・医療等の専門技術を活かした地域・社会貢献の実施状況を把握し、学外広報を積極的に行う。
- ・ 「なごや環境大学」に連携した講座を開催する。
- ・ 「なごや環境デー」に出展し、本学の取り組みを積極的に広報する。
- ・ 名古屋市等と連携して、商店街の活性化、まちづくり、産業振興等についての調査及び提言を行う。
- ・ 学生の自主的な活動である大学祭との連携、桜山商店街との連携事業のノウハウ活用などにより、地域や商店街の活性化に寄与する。
- ・ 名古屋市等と連携して、共生社会に向けた在日外国人の調査を実施しシンポジウムを開催する。
- ・ 健康づくり、環境問題などに取り組むNPO法人等との連携に向け、連携方法等を検討する。

2 産学官連携

(1) 行政

- ・ 意見交換会を積極的に開催し本学の研究者プロフィールを配布するなどにより、名古屋市等との連携を推進する。
- ・ 次世代育成、高齢者の健康づくりなどについて名古屋市等と緊密に連携し、行政が主催する委員会等の委員への就任、講演会への講師派遣、共同研究などを積極的に推進する。
- ・ 名古屋市が誘致をめざす第10回生物多様性条約国会議（COP10）の開催に向け、積極的に協力する。
- ・ 名古屋市等からの受託研究や共同研究を行い、その成果を発表するシンポジウムを開催する。
- ・ 名古屋市教育委員会主催の「教えて博士！なぜ？なに？ゼミナール」に積極的に参加する。
- ・ 日本学術振興会による、高校生等にわかりやすく科学を理解してもらう「ひらめき☆ときめきサイエンス」に積極的に参加する。
- ・ 科学技術振興機構によるサイエンス・パートナーシップ・プロジェクトを通じて市内の高校との連携を推進する。
- ・ スーパーサイエンスハイスクール（将来の国際的な科学技術系人材の育成を目的に文部科学省が指定）である名古屋市立向陽高校との連携事業を推進する。

(2) 企業

- ・ 他大学との連携を視野に入れた企業創生に関する勉強会を開催する。
- ・ 日本政策投資銀行と連携して共同調査事業を実施するとともにシンポジウムなどを開催する。
- ・ 19年度からの寄附講座開設に向け、関係規程を整備するとともに寄附募集を進める。

- ・ 教員に対する特許相談、技術シーズの移転等の業務を中部TLOに委託する。

第4 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ・ 国際交流を推進するため大学事務局に学術推進室を設置する。
- ・ 大学間交流協定大学を2大学増やす。
- ・ 留学生会との連携を深め、名古屋市立の小学校2校への留学生派遣を実施する。
- ・ 教員の海外派遣事業及び外国人研究者の招へい事業を促進する。
- ・ 国際共同研究の実態を調査し推進する。
- ・ 海外技術協力や人道的支援に関する情報の収集及び提供を推進する。
- ・ 学生・教職員に対して、国際貢献活動への参加を促す。

第5 附属病院に関する目標を達成するための措置

(名古屋市の保健・医療・福祉政策との連携)

- ・ 市立5病院との電子カルテシステムの連携について名古屋市と協議及び調整を進め、連携する情報項目、患者サービスの内容、患者情報保護策など連携システムの仕様を検討する。
- ・ 内科及び外科の診療科の再編を推進するとともに、診療センターなどの組織の新設を検討する。
- ・ 転院支援チームを組織するなど医療・福祉地域連携室の体制を充実する。
- ・ NST（栄養サポートチーム）支援システムの構築を準備するとともに、NSTの試行を開始する。
- ・ 救命救急医療体制の充実に向け整備方法等を検討する。
- ・ 医師、看護師、救急救命士など救急医療を担う人材の育成を目的とする救命救急教育センター（仮称）の開設について検討する。
- ・ 駐車場等整備に関する基本計画を策定する。
- ・ 市民・患者の視点に立ち、病院ホームページを再整備する。
- ・ 患者情報ライブラリの設置及び運営方法について検討する。
- ・ 病棟・中央診療棟開院に合わせて整備した大型医療機器等の更新計画を策定する。
- ・ 光凝固装置及びCT1台をリースにより更新する。

(安全・安心に受けられる医療の提供)

- ・ 電子カルテシステムを利用して各種安全管理マニュアルの電子化を進める。
- ・ eラーニングを利用した安全管理教育プログラムを構築する。
- ・ 電子カルテシステムを利用して抗ガン剤投与に関するチェックシステムを構築する。
- ・ 電子カルテシステム上の内服薬及び注射薬の併用禁忌に関するチェックシステムを充実・強化する。
- ・ 医療事故公表基準について市民の視点に立った検討を引き続き進め、内容のさらなる充実を図る。
- ・ 患者から見てわかりやすい治療成績指標の選択とそのデータの収集方法について検討する。
- ・ インフォームドコンセントに関する職員研修の開催回数を昨年度より増やす。
- ・ 診療情報管理士を新たに配置し、患者診療情報を管理する体制を充実する。

(人材の育成と高度先進医療の提供)

- ・ 医師教育に関して、学生教育、前期研修及び後期研修を通じた体系的プログラムを構築する。
- ・ 現状調査を実施し、調査結果を基に各部門におけるコメディカル（医療関係技術職員）に対する教育プログラムの作成を検討する。
- ・ 新生児特定集中治療室管理料等施設基準の取得に向け、看護師配置等の準備を進める。

- ・ 19年度の外来化学療法室開設に向け、設備、備品、人員配置等の準備を進める。
- ・ 専門外来として「禁煙外来」を新設する。
- ・ 手術関連部門の体制を充実する。
- ・ 一般病棟の看護体制について、安全管理及び看護の質の向上をめざして、入院患者数に対する看護師数の割合を10：1から7：1に移行することを検討する。

(健全な経営基盤の確立)

- ・ 病院に配分された剰余金の病院内診療科等への配分ルールを策定する。
- ・ 病院教職員に対してインセンティブを付与する方法を検討し策定する。
- ・ 病院長に移譲する予算執行権限の範囲を決め関係規程を整備する。
- ・ 病院経営の専門家（事務職員）を育成する。
- ・ 病院長に移譲する人事権限の範囲を決め関係規程を整備する。
- ・ 病院長の公選制及び実質専任化について検討する。
- ・ 病院人事委員会（仮称）の設置を検討する。
- ・ 病院機能評価の取得について検討する。
- ・ 部門別の原価計算システムを導入する。
- ・ 損益分岐点分析、A B C D分析（マトリックス分析）等の手法を用い経営評価を実施する。
- ・ クレジットカードによる治療費支払システムを導入する。
- ・ 診療材料の標準化、後発医薬品の導入などにより経費節減を推進し、医薬材料比率を33.3%にする。
- ・ 部門別の原価計算システムを導入する。（再掲）
- ・ 病院の経営基盤を整備する方策及び病院教職員に対するインセンティブ付与策を検討する。
- ・ 人間ドックの開設、健診研究センターの立ち上げなど病院収入の増加策について検討する。
- ・ 平均在院日数を20日まで短縮する。

第6 情報システムの改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 情報ネットワーク及び情報セキュリティについて、全学統一の運用体制を検討する。
- ・ 学生用ポータルシステムに図書館利用機能を付加するとともに、追加する機能について調査及び検討を行う。（再掲）
- ・ 導入済みの学生用ポータルシステムを積極的に活用する。（再掲）
- ・ 総合情報センターにおいて、全学で利用可能なデータベース及び電子ジャーナルを拡充・整備する。
- ・ 大学ホームページに記載する情報について量を増やすとともに質を向上する。
- ・ ヘルプデスク（システムの利用方法、トラブル対処法等に対応する部門）のあり方について調査及び検討を行う。
- ・ インターネット利用に関する講習会及び研修会の制度化を検討する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 経営審議会、教育研究審議会及び部局長会議を随時開催する。
- ・ 理事のうち2名、経営審議会委員のうち8名及び教育研究審議会委員のうち5名をそれぞれ学外から登用し、法人の意思決定に外部からの意見を反映できる体制を構築する。
- ・ 学内の委員会の運営について役員の分担制を敷き、責任体制を明確にする。
- ・ 学内の委員会に担当役員を支援する事務組織の職員を参画させ、教職員が一体となって大学運営にあたる体制を構築する。

- ・ 経営の分析、企画及び評価を主管する組織として大学事務局に経営企画課を設置する。
- ・ 学術交流を主管する組織として大学事務局に学術推進室を設置する。
- ・ 監事及び会計監査人による監査システムを整備する。
- ・ 理事長直轄の内部監査担当組織の設置に向け、組織体制を検討するとともに倫理規程の制定などの周辺整備を進める。

第2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 19年度実施に向け、経済学部学科再編（2学科体制から3学科体制へ）を準備する。（再掲）
- ・ 学生及び社会のニーズに即した学科の新設及び再編について検討する。
- ・ 19年度に実施する教員組織の見直し及び国による大学設置基準の改訂に合わせ、定員管理システム及び給与制度の見直しを行うとともに教員組織の整理及び講座制のあり方についての検討を行う。

第3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・ 教員の任期制について再任審査の制度を整備するとともに、任期制を導入する職種及び研究科を拡大する。
- ・ 幹部職員への登用を含めた職員採用計画等の策定について検討する。
- ・ 障害者の雇用計画を策定し、雇用を促進する。
- ・ 効率的な定員の配置や多様な雇用形態の採用などにより、職員定員を5名削減する。
- ・ 非常勤講師の定数及び担当科目について見直しを行う。
- ・ 派遣職員のうち50名を固有職員に切り替える。
- ・ 派遣職員の退職補充は固有職員の新規採用による補充を基本方針として、職員採用選考を実施する。
- ・ 派遣職員の派遣解除後の固有職員への切替えについて、人員計画と合わせて検討する。
- ・ 教員の任期制について再任審査の制度を整備するとともに、任期制を導入する職種及び研究科を拡大する。（再掲）
- ・ 19年度からの寄附講座開設に向け、関係規程を整備するとともに寄附募集を進める。（再掲）
- ・ 教員業績評価制度の構築について検討する。
- ・ 固有職員等の新規採用職員研修を実施する。
- ・ 他団体が主催する研修への本学職員の参加について検討する。
- ・ 固有職員の人材育成の方針を策定する。
- ・ 兼業・兼職に関する規程を制定する。
- ・ 女性教員の登用方針について検討し制定する。
- ・ 女性教員の勤務環境等の改善について、改善項目、改善方法等を検討する。

第4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 学生部を廃止し、学生課を大学事務局組織に編入する。
- ・ 大学事務局の機能を強化し、効率的な事務体制を構築する。
- ・ マンパワーを確保するため契約職員制度を新設する。
- ・ 専門的な知識及び技能が必要な部署について、派遣職員から固有職員への切替えを検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置

- ・ 外部の意見を採り入れ、財務等に関する具体的な指標を設定する。
- ・ 大学と附属病院の会計を区分し、それぞれの経営改善努力の成果を評価するシステムや還元方法など具体的な仕組みを検討する。

第2 外部研究資金その他の自主財源の確保に関する目標を達成するための措置

- ・ 外部研究資金の公募情報の収集、提供等を行う組織として大学事務局に学術推進室を設置する。
- ・ 学術推進室において外部研究資金の一元的管理を実施する。（再掲）
- ・ 共同研究費等の外部研究資金の間接経費（研究の遂行上直接必要となる経費以外の管理部門等に係る経費）に関する規程を整備する。
- ・ 外部資金獲得額を年間7億円にする。
- ・ 他大学の授業料等の動向や本学の運営費の状況などを総合的に勘案し、各種料金のあり方について検討する。
- ・ 実習費等の経費を学生に自己負担させることについて検討する。
- ・ 病院収入等の自主財源の増加に向け、実現可能な方策から順次実施する。
- ・ 同窓会との共同事業、基金募集等について検討する。
- ・ 各学部同窓会及び大学院同窓会との連携を強化する方策について検討し、順次実施する。

第3 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・ 重点的かつ戦略的な資金配分が可能となる予算編成システムの導入について検討する。
- ・ 各種業務の内容、性格等を分析し費用対効果を検証のうえ、順次IT化や外部委託化を進める。
- ・ 管理経費を対前年比で5%削減する。
- ・ キャンパスごとの使用エネルギーの実態を把握するとともに分析を行う。
- ・ 省エネルギー対策を順次実施し、光熱水費を対前年比で5%節減する。

第4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 共同利用が可能な施設及び設備を把握し、共同利用に向けた調査を行うとともに課題について検討する。
- ・ 大学施設の貸付基準を策定し、関係規程を整備する。
- ・ 建物施設及び設備機器について調査を実施し、修繕又は更新計画を作成する。
- ・ 建物施設及び設備機器について定期点検表を作成するとともに、委託により効率的な点検を実施する。
- ・ 教員に対する特許相談、技術シーズの移転等の業務を中部TLOに委託する。（再掲）

Ⅳ 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 中期計画及び年度計画の進行管理及び評価の手法を確立する。
- ・ 学生、患者等のニーズを把握するためアンケート調査を実施する。
- ・ 大学における諸活動に関するデータベースの整備について項目、範囲、方法等を検討する。

- ・ 計画、実施、点検・評価及び改善のマネジメントサイクルを総括的に主管する組織として大学事務局に経営企画課を設置する。
- ・ 評価の結果、改善策及び改善結果をホームページで公表する。

第2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ 大学ホームページ及び大学広報誌に記載する情報について量を増やすとともに質を向上する。（再掲）
- ・ 各学部及び学科のパンフレット、ホームページ等を更新するとともに内容を充実する。
- ・ 報道機関への情報提供を積極的に進めるため大学事務局に学術推進室を設置する。
- ・ 各種機会を捉えて、市民、受験生等への情報提供活動を積極的に展開する。
- ・ 名古屋市情報あんしん条例に基づき電子情報保護統括管理者等を設置する。
- ・ 電子情報保護緊急事態対応計画を策定する。
- ・ 電子情報の保護に関する規程を整備する。
- ・ 同窓会の全学的組織化について検討する。
- ・ 各学部同窓会及び大学後援会との連携を強化する方策について検討し、順次実施する。

V その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ 駐車場等整備に関する基本計画を策定する。（再掲）
- ・ 薬学部校舎等の改築に係る実施設計をスケジュールどおり進める。（再掲）
- ・ 薬学部校舎等の改築工事に向け土壌調査を実施する。
- ・ 経済学部校舎等の改築に向けた検討に着手する。
- ・ 耐震工事が必要な建物について優先順位をつけるとともに、工事財源の確保策について検討する。
- ・ アスベスト対策工事について、工事財源の確保を図り順次実施する。
- ・ 芸術工学部及び経済学部において一部バリアフリー改修工事を実施する。（再掲）
- ・ バリアフリーの視点から施設及び設備の現状を調査し点検するとともに、バリアフリー化整備計画の策定を検討する。（再掲）
- ・ グラウンド等運動施設の改善及び整備方法について検討する。

第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置

（環境配慮）

- ・ 教養教育科目として「環境問題への多面的アプローチ」を開設する。（再掲）
- ・ 経済学部専門教育科目として「環境経済学」の開設を準備するとともに、人文社会学部専門教育科目として「環境社会学」の開設を検討する。
- ・ 教職員・学生に対し、eラーニングを活用した環境問題に関する研修を実施する。
- ・ 地球環境の保全に資する研究分野における先端的な研究に対して、研究費、整備費等の予算を優先的に配分する。
- ・ 環境に関するプロジェクト研究を推進する。
- ・ 名古屋市が誘致をめざす第10回生物多様性条約国会議（COP10）の開催に向け、積極的に協力する。（再掲）
- ・ 「バナナプロジェクト」（農産廃棄物であるバナナの茎から繊維を抽出し、無薬品でパルプ化して紙を製造する技術）などの研究成果を地域や国際社会に還元する方策を検討する。
- ・ 薬学部校舎等の改築に係る実施設計において、環境対策の積極的な導入を検討する。

- ・ 川澄キャンパスにおいて、省エネタイプの設備及び機器の導入を推進するとともに植樹などによる緑化を推進する。
- ・ 環境問題への取り組みの成果について、とりまとめ方を検討するとともに、報告項目を決め報告書の書式を作成する。

(安全管理)

- ・ 大規模災害に備えた危機管理マニュアルを策定する。
- ・ 防災計画を策定するとともに防災訓練を実施する。
- ・ 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者及び衛生管理医師の配置を前提とした安全衛生管理組織を整備する。
- ・ 安全衛生管理委員会を定期的に開催し労働環境の改善を図る。
- ・ キャンパス内全面禁煙を実施する。
- ・ 臨床心理士の配置場所、配置数、雇用の形態等を検討する。
- ・ セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメント防止対策ガイドラインを策定する。
- ・ 既存のセクシュアルハラスメント相談窓口をアカデミックハラスメント等も含めた総合的な相談窓口に拡充する。

(男女共同参画と次世代育成)

- ・ 男女共同参画行動指針を策定する。
- ・ 院内保育所のあり方と合わせて学内保育所の設置を検討する。
- ・ 次世代育成に関する行動計画を策定する。

Ⅵ 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成18年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,358
自己収入	17,461
授業料及び入学金検定料収入	2,242
附属病院収入	14,885
雑収入	334
受託研究収入等	790
施設整備費補助金	4,719
計	32,328
支出	
業務費	25,839
教育研究経費	1,458
診療経費	9,307
人件費	15,074
一般管理費	980
受託研究費等	790
施設整備費	4,719
計	32,328

2 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	28,734
經常費用	28,522
業務費	25,631
教育研究経費	929
診療経費	8,838
受託研究費等	790
人件費	15,074
一般管理費	980
財務費用	-
減価償却費	1,911
臨時損失	212
備品費	179
固定資産除却損	33
収入の部	29,482
經常収益	28,571
運営費交付金収益	9,116
授業料等収益	2,242
附属病院収益	14,885
受託研究収益等	790
雑益	334
資産見返運営費交付金戻入	91
資産見返物品受贈額戻入	1,113
臨時利益	911
物品受贈益	179
債権受贈益	11
資産見返物品受贈額戻入	688
施設費収益	33
純利益	748

〔純利益について〕

診療収入等に関する債権受贈益や、棚卸資産に関する受贈益等の影響により、純利益が生じている。

3 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	32,328
業務活動による支出	27,313
投資活動による支出	5,015
財務活動による支出	-
資金収入	32,328
業務活動による収入	27,609
運営費交付金による収入	9,358
授業料及び入学検定料による収入	2,242
附属病院収入	14,885
受託研究収入等	790
その他の収入	334
投資活動による収入	4,719
財務活動による収入	-

VII 短期借入金の限度額

1 限度額

25億円

2 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・薬学部校舎の整備 ・外来診療棟の整備等	総額 4, 7 1 9	施設整備費補助金

2 積立金の使途

なし